

建設業災害対応金融支援事業について

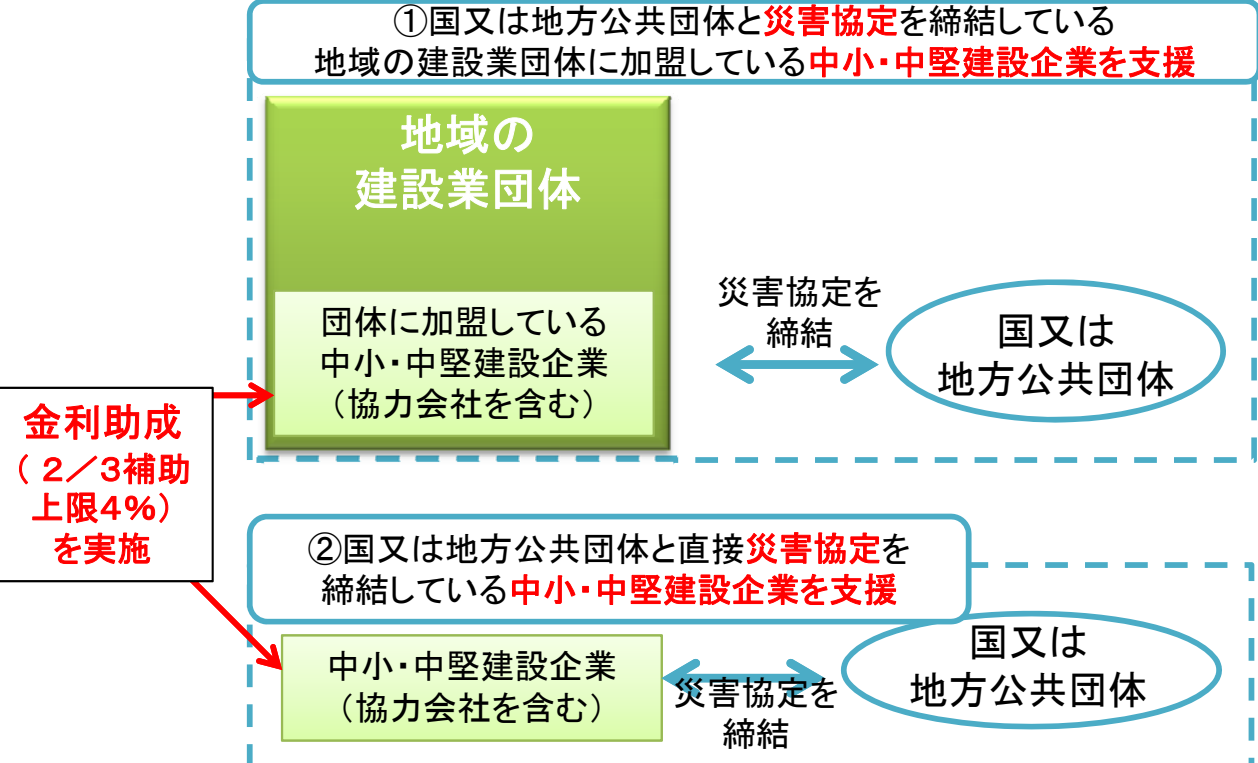
(背景)

- 建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。特に、災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。
- 一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみリースする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となる懸念される。

(事業概要)

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援。
- 具体的には、
 - ①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
 - ②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
 が災害協定で定められている活動をする際に使用する建設機械(※)を購入する際の資金の調達金利を助成(初年度1年分。2/3補助。上限4%)
 - ※対象となる建設機械:建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル(地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。)
- なお、東日本大震災により建設機械を滅失し、かつ、国又は地方公共団体と災害協定を締結している建設企業に対しては、上記の建設機械に限定せず(建設機械抵当法上の建設機械)、購入に係る調達金利を助成(初年度1年分。2/3補助。上限4%)

【災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援制度 概要】



(参考)東日本大震災における災害対応の例

